

平成 22 年 10 月 6 日

## 雇用促進税制等 P T について

- 「新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）において「税制調査会に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置」とされたことを踏まえ、雇用促進税制等 P T を設ける。
- 雇用促進税制等 P T においては、平成 23 年度税制改正に向けて、以下の事項について検討し、その結果を税制調査会に報告する。
  - ① 新成長戦略の実現、特に雇用を機軸とした経済成長を推進する観点からの有効な税制措置
  - ② 企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置
- 雇用促進税制等 P T のメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税制調査会委員の出席を求めることができるものとする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長 財務副大臣（企画委員会主査）  
座長代理 総務副大臣（企画委員会主査代理）  
財務大臣政務官（企画委員会事務局長）  
総務大臣政務官（企画委員会事務局長代理）  
内閣府副大臣  
内閣府政務官（経済財政政策担当）  
厚生労働副大臣  
経済産業省副大臣

新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策（平成 22 年 9 月 10 日 閣議決定）

### ステップ 3 平成 23 年度の対応—新成長戦略の本格実施

#### （2）雇用促進等のための企業減税

- ・ 新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成 23 年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。
- ・ また、企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。
- ・ このため、「日本国内投資促進プログラム」の検討と並行して、上記の税制措置について、税制調査会に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置し、早急に議論を開始する。